

国民生活審議会消費者政策部会
第2回消費者団体訴訟制度検討委員会

議 事 録

内閣府国民生活局消費者企画課

国民生活審議会消費者政策部会
第2回消費者団体訴訟制度検討委員会議事次第

日 時 : 平成16年7月2日(金) 午前10時00分~12時00分

場 所 : 中央合同庁舎第4号館 共用第1特別会議室

- 議 事 :
1. 開 会
 2. 国民生活センターからのヒアリング
(相談調査部 島野康部長)
 3. 消費者団体訴訟制度を考える連絡会議からのヒアリング
(飯田秀男代表幹事、三木澄子幹事、黒木理恵幹事)
 4. 日本弁護士連合会からのヒアリング
(佐々木幸孝弁護士、野々山宏弁護士)
 5. 閉 会

国民生活審議会消費者政策部会

消費者団体訴訟制度検討委員会 委員名簿

(敬称略、50音順)

委員長	山本 豊	京都大学大学院法学研究科教授
委員	岩佐 朱美	社団法人消費者関連専門家会議理事
	上原 敏夫	一橋大学大学院法学研究科教授
	大河内美保	主婦連合会常任委員
	大村 多聞	三菱商事株式会社理事
	鹿野菜穂子	立命館大学法学部教授
	川本 敏	独立行政法人国民生活センター理事
	小塚莊一郎	上智大学大学院法学研究科助教授
	齋藤 憲道	松下電器産業株式会社法務本部 法務グループマネージャー
	品川 尚志	日本生活協同組合連合会専務理事
	高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト
	角田真理子	明治学院大学法学部 消費情報環境法学科助教授
	寺田 範雄	全国商工会連合会専務理事
	長野 浩三	弁護士
	坂東 俊矢	京都産業大学法務研究科教授
	升田 純	中央大学法科大学院教授
	三木 浩一	慶應義塾大学法学部教授
御船美智子	お茶の水女子大学生生活科学部教授	

国民生活審議会消費者政策部会
消費者団体訴訟制度検討委員会 出席者名簿

(敬称略、50音順)

委員長	山本 豊	京都大学大学院法学研究科教授
委員	岩佐 朱美	社団法人消費者関連専門家会議理事
	上原 敏夫	一橋大学大学院法学研究科教授
	大河内美保	主婦連合会常任委員
	鹿野菜穂子	立命館大学法学部教授
	川本 敏	独立行政法人国民生活センター理事
	齋藤 憲道	松下電器産業株式会社法務本部 法務グループマネージャー
	品川 尚志	日本生活協同組合連合会専務理事
	高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト
	角田真理子	明治学院大学法学部 消費情報環境法学科助教授
	寺田 範雄	全国商工会連合会専務理事
	長野 浩三	弁護士
	坂東 俊矢	京都産業大学法務研究科教授
	升田 純	中央大学法科大学院教授
	三木 浩一	慶應義塾大学法学部教授
	御船美智子	お茶の水女子大学生生活科学部教授

事務局 田口国民生活局長、山田審議官、中村審議官、後藤総務課長、服部消費者企画課長、柳原国際室長、大高課長補佐、松下課長補佐

山本委員長 それでは、時間になりましたので、ただいまから「第2回消費者団体訴訟制度検討委員会」を開催いたします。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

議題に入ります前に、委員の交代についてお知らせいたします。全国商工会連合会の井田敏専務理事に委員として御参加いただいておりましたが、このたび同会を退職されたことに伴い、委員辞任のお申出がございました。このため、御後任の寺田範雄専務理事に委員に御就任いただきました。どうぞよろしく願いいたします。

寺田委員 全国商工会連合会の寺田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

山本委員長 なお、事務局におきましても異動がございましたので、御紹介をお願いします。

田口国民生活局長 7月1日付で国民生活局長を拝命いたしました田口でございます。

また、審議官、担当課長につきましても異動がございましたが、その内容は、本日お手元にお配りしております座席表のとおりでございます。個々の紹介は省略させていただきますが、どうぞよろしく願いいたします。

山本委員長 ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入ります。

本日は、消費者団体訴訟制度の意義、内容、問題点等につきまして、国民生活センター、消費者団体訴訟制度を考える連絡会議、日本弁護士連合会の3団体からヒアリングを行います。それぞれの団体につきまして、まず20分程度御説明をいただきまして、その後、20分程度の質疑ということをお願いしたいと思います。

それでは、まず国民生活センターの島野康相談調査部長から御説明をいただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

島野氏（国民生活センター相談調査部長） おはようございます。国民生活センターの島野と申します。よろしく申し上げます。

国民生活センターの中でいろいろな相談を受けたり、処理したりしてはいますが、今回は消費者被害の実態について報告せよという御依頼ですので、今、提出してあります資料に基づき、御報告いたしたいと思っております。

めくっていただきますと、「消費者トラブルの現状」ということで図が書いてあります。消費者トラブルは年々増加しておりますが、どのぐらいかといえますと、2001年度で65万5,

899件、2002年度は87万3,649件というふうが増えてきている。ところが、2003年度は一挙に140万件に近づいてきたということです。やや特殊な要因がございまして、使った覚えがないのに請求がくるというような架空請求というのがありますが、そういうトラブルに関する御相談がとて多くなってきたという要因があるわけです。それはどういう収集をしているかということ、全国に500か所近くのセンターがあり、そこに相談が持ち込まれたものを収集しているわけでありまして。ただ、この数を多いと見るか、少ないと見るかでありまして、昨年度、第34回になります、国民生活動向調査というものをやっております。これは、大都市に住む主婦3,000人を対象に国民生活センターで調査しているものですが、製品とか、商品とか、サービスを受けて不満に思った人、あるいは苦情を抱いた人が、消費生活センターとか、国民生活センターに申し出る率と申しますと4.8%であります。従来は3~4%という形で推移していたのですが、昨年度は、4.8%がこの数に当たるということですから、その暗数と申しますか、表面上に出ない数というのは相当な件数があるのではないかと申します。その中で、もう1つ折れ線グラフがありますが、これは契約・解約に関する相談でありまして、8割を超えている。ほかに何かあるのかと申しますと、品質とか、安全とか、価格、料金、計量、量目などという、かつてのようなものがありますが、そういう中で契約・解約に対する相談の割合が高いということを示す図であります。

めくっていただきまして、「多数被害の発生」というのは、もう少し具体的に申しますと、電話勧誘トラブルとか、家庭訪販とか、サイドビジネス商法、内職商法などでございます。あるいは、被害に遭った人が2次的被害に遭うというのがあるわけです。平均契約金額としても、電話勧誘などですと58万6,000円、家庭訪販は78万8,000円、以下、表で示しておりますとおりでございます。それからもう1つ、平均既払金額というものもあるのですが、これとそうは変わらないということで、例えば電話勧誘販売ですと58万6,000円になっていきますが、56万3,000円ぐらいであります。家庭訪販は60万円ぐらいという形で、実際に支払っている金額であります。多数被害が発生しているという特徴と、もう1つ、少額被害。これを少額被害と申してしまっているのかどうかというのはまた議論があるところでありますが、50万円が高いか安いかわ、これは主婦にとってはとても大きい金額でありますし、少額と言うのは少し語弊があるかもしれませんが、とりあえず少額訴訟と申しますと60万円以下というような格好になっていきますから、一応そういう形に分けておりま

す。そして、悪質で巧妙な手口が非常に多くなってきた。特に、社会的弱者を狙った被害もかなり後を絶たないというような状況にあります。

2. になりますが、「消費者契約における相談事例」を紹介しますと、今回の団体訴権では、不当条項に関わることと、もう1つは不当な勧誘行為ということで議論されているというふうに聞いておりますので、この2つの中の1つであります。賃貸住宅の原状回復費用に関するトラブルが毎日のように寄せられますが、契約の特約事項の中に、「明け渡しの際、ハウスクリーニングとリフォームの費用は実費を申し受けます。云々」ということがまだ書かれている。国土交通省のほうでも「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を指針にしておりますので、通常損耗は貸主側の負担という形になっております。これに基づいて情報提供したり、自主交渉を進めたりしているわけですが、まだまだこれが浸透しきれていないというようなこともあるように見えます。東京都でも、条例で以下のように「東京における住宅の賃貸借に係る紛争の防止に関する条例」を公布して、10月には施行するというふうなことでありますが、行政の方でもこういうことを行っているということでもあります。

大学学納金不返還条項に関するトラブルについても国民生活センターにも少しながら寄せられております。これは多分、弁護士さんの方からいろいろ御説明があるところではないかというふうに思いましてカットします。

それから、ペットショップの免責条項に関するトラブルというのも、生きものということがありまして、実際の相談というのは、ペットショップで子犬を購入した。5日後にパルボウイルスを発病し入院した。そして、死亡した。こういったときに、販売契約書に、お買上げいただいた犬や猫などは、他の一般商品とは異なり、生きものだということの特殊性を理解して、責任は一切負いません、ということがあって対応してくれない、このような問題もあります。これは、もちろん事例としては、多くあるわけではありません。

多いのは中古自動車の解約違約金に関するトラブル、これは現在でもとても多いものがあります。中古車販売店に出向き、「現金200万円の車を現金100万円とオートローン100万円で購入することとして云々」ということであります。次のページであります。約款には、契約の成立は自動車の登録がなされた日、もしくは自動車の引渡しを受けた日、それから消費者の依頼に基づく修理・改造・加装等、これに事業者が着手した日、信販会社のローン承認がなされた日、事業者の注文書に署名もしくは捺印された日のいずれか早い日

としますということで、万一、自己の都合で撤回した場合は、損害金及び損害作業金を請求されても異議ありません、というようなことが書かれているわけでありませぬ。こういったところから、キャンセルをしますと、かなり大きい金額の請求があり、トラブルが起こるわけでありませぬ。これも、大阪地裁で、中古車販売だったと思ひませぬけれども、キャンセル料について、消費者契約法第9条1項、「平均的な損害」ということで、どちらが立証するかということで、いろいろ議論があるようなことを聞いていますが、そういうことで無効としたという判決も出ています。

実際、不当条項が改正された例ということでありませぬが、これは現在のものを言ひませぬとやや支障がありますので、もしこういう団体訴訟などがありますと、こういうことがなされたのではないかとひんようなことも含めてであります。割賦販売法の抗弁権の接続条項であります、売買契約の支払いのためにクレジット会社と立替払契約をするのですが、販売店の倒産とか、商品を受け取っていない、あるいは商品に瑕疵があったとひんようなことで、クレジット会社から代金を請求するといひんトラブルがあるわけです。もっと簡単に言ひませぬと、うっかりして分割の部分で支払わなかつたといひんようなことがあつたときに、債務不履行に当たりますので、事業者は当然、契約の解除ができるとしたり、期限の利益の喪失として消費者は残金を直ちに一括して支払わなくてはならないといひん契約条項が日常的に利用されていたといひんようなことがあります。こういうようなことがあつて、一方的に消費者のほうに不利だといひんようなことがありませぬして、いろいろな判決、裁判が積み重ねられたようでありませぬが、立替払契約と売買契約といひんことで密接不可分性とか、信義則とか、いろいろな形で判決がなされたようでありませぬが、昭和59年の割賦法で抗弁の対抗が明文化された。こういうのも1つの不当条項に当たるのではないかとひんことであります。

その次が、これは私ども国民生活センターに幾つか寄せられた事例でござひませぬして、財形年金の積立保険の約款の見直しのことであります、相談の概要としては、相談者は昭和59年に、勤務先の団体扱いで生命保険の財形年金に入った。10年間積み立てれば、平成9年から基本年金額が64万9,900円入る予定であり、配当金の変動するといひん旨の記載はあつたけれども、基本年金が変動するといひん記載はなかつた。あたくも最低保証のようない説明図があり、そういう説明であつた。平成5年になつて配当額がやや多くて、むしろ64万円より多く、69万1,000円と記載されたものが送られてきた。ところが、年金開始直前に送

付されてきた年金の案内を見ると58万円になってしまった、というような内容の苦情でありました。その「事情の変更」として、「財形法の改正、その他事情の変更により、特に必要があると認めた場合は云々」と書いてありますが、財形法の改正ということは当然そのときはありませんので、「事情の変更」という形でどんどん進んでいいのだろうかということが、マスコミもかなり報道したわけであります。国民生活センターは、それがいいとか悪いとかというよりも、むしろ説明義務ということがほとんどされていなかった、苦情を申し出ても、そういうことになっていますということが多かったものですから、簡単に言えば、きちんと説明してほしいというような、あるいは財形法の改正というものをもっときちんと入れるべきではないか、そういうようなことを言って生命保険協会に要望した。それが以下のように改正されたということであります。

あとは、不当な勧誘行為になりますが、不当な勧誘、これは日常的に毎日のように消費生活センターに寄せられるものでありますが、最近の事例を資料に書いておきました。英会話とかパソコン教室ですが、就職について説明しているので学校に来てほしいとしつこく勧誘されたということで、会場に行ったところ、4時間半も説明・勧誘が続いた。隣の人が帰ろうとすると、腕をつかまれているのを見て恐くなったというような困惑タイプの相談がきました。国民生活センターとしては、問題点の指摘として、長時間にわたり執拗な勧誘をしているのではないか、あるいは親権者の同意もなく、クレジットの支払いにボーナス払いを併用しているとか、そういういろいろな問題点を指摘しますと、事業者側から、「こういう改善をします」というような内容の申し出が文書であるわけです。以下、同じようなことでもあります。

子どもの学習教材などは相変わらず金額がかなり高くなっておりませんが、6年間分を一度に売ってしまう。これは、とても過量であります。それから、クーリングオフを妨害するような行為もある。そういったことを指摘しますと、ある程度改善するというようなものが幾つか述べてあります。

それから、10ページになりますが、 になりますと、個人情報絡みのものもあるわけですが、「あなたの情報がリストに載っており、このままでは情報が流出する」というようなことを言われて、また新たな取引に誘引されてしまうというようなこともございます。

最後は、エステであります、薬事法に抵触するようなものもございます。そういうことを指摘しながら、未然・拡大防止に努めているということでもあります。ここに紹介した

事例のように全てうまくいくのかというと、そんなことはなくて、国民生活センターのあっせん等にもなかなか応じないという事業者もなくはない。あるいは、国民生活センターにも、あっせんの場合にもなかなか出てこないという業者もなくはないわけでありませう。

最終的には、「消費者トラブルへの対応方法」ということを図示しましたが、消費者被害の発生がありますと、幾つかの救済手段があると思います。消費者個人による自主交渉、御自分でできる方もいらっしゃるわけでありませう。その方は、自主交渉によってトラブルを解決しているということもあるかと思ひませう。

2つ目は、消費生活センターとか、国民生活センターに相談するということでありませう。国民生活センター、あるいは消費生活センターも、冒頭に申し上げましたように、百何十万件を受理しているということになりますと、あっせんをしている暇がないということとちょっと語弊がありますが、なかなか大変でありませうして、これも消費者の保護から、自立した消費者への支援ということで、本人に対して情報提供して、本人が解決に努めるというような格好が多いものでありませうので、そういう情報提供したり、自主交渉の助言をしたりということをしていませう。こういふことで、あっせんももちろんしてありませうが、その割合はやや低いというふうにいひませう。

それから、行政による対応ということで、法律とか法令、近頃、行政処分などもかなり積極的に行われているというふうにいひませうけれども、そういう形で未然防止、拡大防止に努めているという格好になります。

それから、消費者個人による訴訟の提起という形のものももちろんあるわけでありませう。個別事後的な救済になりますと、やはりいろいろな苦情を聞いている中で、消費者被害でそんなに大きい金額ではない部分も多くあるわけでありませうから、そうすると、個別に訴えるというような形はなかなか難しい状況にあるのではないかと。まだまだ裁判所は、いろいろな面で裁判の迅速化とか、先ほど申し上げましたような少額被害が60万円以下というような格好に改正はしてありませうが、一般の人には裁判所というのはまだまだ高く厚い壁があるのではないかと。このような感じがいたしませう。

それから、もう一つは皆様が御検討されている消費者団体訴訟制度がある。行政が一生懸命やればよいのではないかと。議論がなくはないかもしれませうが、やはり民事、いろいろなルートがあつてよい。先ほど申し上げましたように、国民生活センター、消費生活センターに申し出があるのは4.8%ということであり、いろいろな形のルートがあつてい

いのではないかということで、差止請求権が、有効に機能するのではないかというふうに思います。

まだほかにも、ADRの議論もありますし、いろいろな形のものがあると思います。司法ネット、その他いろいろなことがありますけれども、相談現場からは、いろいろなルートがあっていいのではないかと、そんな感じがいたしております。ちょっと早口であります、実態について御説明いたしました。

山本委員長 大変広範な内容を手際よく御報告いただきまして、どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの御報告につきまして、御質問、御意見等ございましたら、御自由に御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

長野委員 長野でございます。先ほど、国センのほうの指導がなかなか届かない業者もいるというふうな話がありましたが、私も、特に今日載っております敷金問題もそうですし、それから従前、いわゆる英会話の約款に関して訴訟を担当したこともあります。その場合も、個別対応ではその業者は全額を裁判でも払ってきたのです。ただ、その不当な約款をそのまま使い続けるというような業者があったと思います。相談現場の感覚として、国センに対してなり個別訴訟では対応しつつ、さらに不当な行為を続けているような業者はかなり多いというふうな感覚なのでしょうか。それとも、国セン、行政の対応で十分だというふうな感覚なのでしょうか。それが1点であります。

もう1点は、行政による対応というところですが、私が仕事をしております京都市では、少なくとも、相談員さんの相談現場でのあっせんというのは非常に熱心にやられているというふうに私は感じております。ただ、いわゆる消費者保護条例による行政の対応、公表というふうなことについては、少なくとも京都府では件数としても余り多くないし、ほとんどないのではないかと思います。一部、兵庫県とか東京都等でやられているようですけれども、全体としては、相談現場の相談員さんによる対応ではなくて、実際の消費者行政による規制権限を使った対応というのは現状では非常に不十分ではないかというふうに思っているのですけれども、そのあたりの御認識はどうでしょうか。

島野氏 前者の国民生活センターとか、消費生活センターのあっせんは十分かどうかという点について、十分ではないというふうに思います。ないと言って威張るわけではありませんが、国民生活センターに対して、これこれこういう事案がある。だから、あなたの

ところはこういうことでちょっと問題点があると。国民生活センターは特に行政権限があるわけではありませんから、そういった形で同じテーブルに立って、処理のためのお話し合いをしませんかということすら拒否する事業者がなくなはない。ただ、これは国民生活センターも昭和45年からずっと相談処理をやっていますので、そういうものは稀ではありません。ほとんどの場合は、事業者が出向いて、いろいろな形で解決の方向に進んでおります。それで、一件については解決するけれども、ほかに普遍的な形で一般化されるかということだと、これは我々がある程度、文書等で改善書を提出してもらい、それを消費生活センターに情報提供するような仕組みを構築しています。ここの資料ではこうなっていたのに、ここはおかしいではないかというような形での処理はできているのですが、改善書を出すか出さないかということでもかなりもめるということももちろんあります。ですので、担当者としては、十分というふうにはなかなか言えない。ただ、かなり努力はしているということでもあります。

それからもう1つ、行政における対応であります。東京都が相当な件数を事業者名を含めて発表したり、指導したりしています。これは、静岡県がかなり積極的に対応しているというのが2番目ぐらいになるのではないかと思います。全体的にどうしているかという、委員のおっしゃるように、本課レベルではそう積極的かどうかというのはやや疑問がなくなはないということでもあります。ただ、指導、勧告、公表という形にだんだんいくと思いますが、行政とか、消費生活センターの、あるいは団体訴訟にもある面、共通するのではないかと思います。警告をするとか、指導するということ、ある程度対応しているという部分もあります。だから、實際上、事業者名の公表の件数が少ないではないかということ1つをもって、それがとても消極的で何もしていないじゃないかというふうに見るのはいかがなものかというふうに思います。

山本委員長 ほかに御発言ございますでしょうか。

大河内委員 私は消費者団体からここに来ているのですけれども、国民生活センターにはがんばってほしいといつも思っているのですけれども、やはり情報の公表について、今までも不満に思っていたわけです。その情報が、私どもが苦情を受けたようなトラブルに対してどうなんだろうかということで国民生活センターなどに問い合わせても、事業者の名前の公表まではなかなか教えていただけない。そのところが速やかに出ると、トラブルというのは今までもかなり減ったのではないかという印象を持っているのですけれど

も、その辺は、これからその基準をどんな形に変えていかれるおつもりがあるのかということにとっても興味があるのと、もう1つは、やはり国民生活センターは全国的に情報が集まってきて、それをあっせんしたりする今までの蓄積を持っていらっしゃるということで、国民生活センター自身が団体訴権をお持ちになると、とても速やかにいろいろなことに対処されるのではないかと考えているのですけれども、そういう計画などがおありになるかどうかをお聞きしたいと思います。

島野氏 後段のほうは理事長が答えるような話ですので、前半のものだけお答えしますと、事業者名を特定して提供するというのは難しい部分がかかなりあるわけです。というのは、事業者名を公表するということになりますと、必ず名誉棄損の問題が出てきます。それは、公共性、公益性、あるいは真実相当性という形で、真実相当性の部分というのがかなり高いレベルで求められるということがあります。ですから、事業者名を公表するというと、かなりのデュー・プロセスを踏んでからでないと公表できないというのが一般的な考え方ではないかというふうに思います。だから、していないのかといいますが、今までも幾つかの事業者名は公表してきたのですが、今、委員のおっしゃるように、ある団体から、これこれこういう会社のものはどうなんだと聞かれたとき、即それが635件あります、内容はこれこれこうですよというのは、情報自体が消費者からの申し出に基づいた情報をインプットしているだけなんです。真実がよくわからない部分もなくはないわけです。それを、はい、これがそうです、あるいは何件ありますよという形になると、やはり競争上の地位を損なうとか、いろいろ事業者側の権利利益を害するという部分もかなりあるということなので、それはなかなか直ちには答えられないのではないかというふうに思います。

かといって、では、そのまま等閑に付しているのがいいかということ、それはそうではないのでありまして、例えば事業者名を公表するというよりは、その手口などを公表したほうがむしろ効果的な部分もあるわけですね。例えば、ついこの間までは何々回収センターなどと名乗っていたのが、次の週にはもう違う名前になってしまっているという、カメレオンのような商法が幾らでもあるわけです。そうすると、やはり共通性のあるような形で情報提供という形が効果的なのではないかというふうに思っています。

それから、昨年10月1日から独立行政法人になったわけですが、大河内委員も評価委員をしていただいていますけれども、マスコミ等を通じて20テーマを情報提供せよというもの1つのオブリゲーションとして持っております。そして、ほかにもいろいろな形で情報提

供していきなさいということですので、ホームページなども中心に、あと、マスコミの方々からいろいろな形で御協力を得ておりますので、そういう記者発表などを通じて、それ以上の情報を提供していきたいというふうに思っています。

それから、後の国民生活センター自身が消費者団体訴訟の当事者になるのはどうかというのは、例えば準司法的機関とか、そういう考え方もあると思いますけれども、それについては、今は消費者団体という形ですので、とりあえずはまだ検討していないと思います。ただ、今後、この委員会でどういう議論がされて、どういう形になって、どういうふうなことが一番最善だろうということの議論の推移を我々も見させていただきまして、また、そういう関係のところといろいろなお話をしながら、今後どうしていくかという形で決めていこうと思います。私がお手元まで答えるところがあるかどうか、後段についてはその任にありませんので、そんなところだというふうに思います。

山本委員長 どうもありがとうございました。

まだ御発言御希望の委員がおありだと思いますけれども、予定の時間となりましたので、国民生活センターからのヒアリングはこのあたりで終了とさせていただきます。本日もどうもありがとうございました。

では、次に、消費者団体訴訟制度を考える連絡会議の飯田秀男代表幹事、三木澄子幹事、黒木理恵幹事から御説明をいただきたいと思います。それでは、よろしく願いいたします。

飯田氏（消費者団体訴訟制度を考える連絡会議代表幹事） 消費者団体訴訟制度を考える連絡会議から、3人で分担をして報告をさせていただきますが、お手元の資料3のところをご覧くださいながらというふうに思います。

済みませんが、事務局への連絡を私どもがミスをして、少し訂正がございます。資料3の中ほどに三木の肩書きがございますが、連絡会議の理事となっておりますが、正しくは幹事でございます。同様に、次のページの黒木のところも理事となっておりますが、正しくは幹事ということでございます。本日の議事次第の3のところにも、黒木理恵理事となっておりますが、幹事が正しいものでございます。

私は、先ほど御紹介いただきましたように、連絡会議の代表幹事の1人であります飯田でございます。消費者団体訴訟制度を考える連絡会議は、今年の1月に結成をいたしまして、21団体と68名の個人によって構成される組織でございます。目的がそこにありますよ

うに、「『消費者団体訴訟制度』の内容の検討、同制度の実現に向けた運動、同制度創設後の活用について情報交換することを目的とする」というふうに定めておきまして、団体訴訟権の活用、あるいは、その制度の実現のための連絡会議という性格でございます。私を含めまして3人ですが、それぞれの所属につきましては、 をご覧いただければというふうに思います。

それでは、まず三木のほうから報告をさせていただきます。

三木氏（消費者団体訴訟制度を考える連絡会議幹事） 消費者団体訴訟制度を考える連絡会議幹事の三木でございます。本日は、よろしくお願いいたします。

私からは、所属団体における活動内容と、これまでの経緯及び消費者団体訴訟制度の意義と必要性を述べたいと思います。お手元の資料3の中の4から36までをこちらのほうで用意しておりますので、御参照いただければ幸いです。

まず、所属団体の紹介ですが、私は現在、地方自治体の消費生活センターで消費生活相談員をしております。社団法人全国消費生活相談員協会の会員でもありまして、NPO京都消費者契約ネットワークに所属しまして、消費者活動を実践しております。NPO京都消費者契約ネットワークは、1998年に消費者契約法制定運動の中で、消費者、消費生活相談員、消費者団体構成員、それから学者、司法書士、弁護士らによって結成されまして、その後、NPOとして新たに平成13年（2001年）12月に設立いたしました。現在、会員の数が92名でございます。うち団体会員が2団体ございまして、欠陥住宅京都ネットとNPOコンシューマーズ京都の2団体が加入されております。

所属団体の活動内容、これまでの経緯でございますが、活動内容は、消費者契約法の活用をもとに、事例研究と警告活動を実施しております。賃貸マンションの敷金・保証金問題、英会話学校やパソコン教室の不当約款の是正及び携帯電話に関する契約約款の是正などの勧告、また、被害救済のための訴訟を行うことにより、公正な市場の実現を求めて活動しております。特に賃貸住宅の敷金における原状回復条項の不当性につきましては、これは資料の9～12ですが、一昨年、日本賃貸住宅管理業協会への申入れをいたしました。その後、携帯電話に関する約款の是正勧告、これはその次の14～17ページです。それと、教育産業における不当な解約損料の撤回申入れ、これも続きまして18～19の資料です。また、貸金業協会等への不当な異議なき債権譲渡、承諾条項の中止等に対して申入れを行いました。

しかし、これら申入れにつきましては、携帯電話や貸金業の譲渡条項のように改善されたものもありますが、賃貸物件の管理業並びに教育産業界などでは全く対応されなかったものもありまして、やはり限界を感じております。警告をいたしましても、権限がないことによりまして十分な改善が見られないという状況でございます。そこで、NPO京都ネットでは、再度、被害の実態を把握するとともに、被害の未然防止のために、敷金・保証金 110番を実施いたしました。メンバーの中の弁護士や司法書士が弁護団を組み、訴訟で個別救済をいたしました。結果、これは資料13に載せていますが、新聞の情報でございます。消費者契約法10条によって無効とする判決を勝ち取っております。ほかにも判決を取ったものもございますが、ここには載せておりません。しかし、敷金返還トラブルでは、不当約款の問題がかなり多くありまして、判決が出ましても、あくまでも波及効果はなく、個別救済にすぎないと思うのです。

続きまして、消費者団体における消費者トラブルの現状ということですが、各消費者団体にも消費者被害の情報や相談が集まりますが、実際は権限がなく、裁判などへの支援活動にとどまりまして、消費生活センターや弁護士会などを紹介することしかできない現状でございます。

また、自治体における消費者トラブルの現状でございますが、相談件数の激増によりまして、消費者被害の悪質化を実感しております。各地の消費生活センターでは、前年度よりほぼ3～5割アップしたところが多く出ているかと思えます。私が勤務しています自治体でも、4割アップの相談件数でございました。不当条項以外にも、悪質商法等による不当勧誘行為は横行しておりまして、錯誤類型として最も多い消費者契約法4条関連の不実告知としまして、例えば訪問販売によるリフォーム工事は深刻な内容のものが多いですね。それは執拗で、虚偽説明、ずさんな工事、また高価格とそろっているわけです。点検と称して訪問し、屋根工事、床下換気扇や乾燥剤の散布契約もしつこく勧める。換気扇をつけているのに、床下が湿気て家が傾くと脅かされて100万円の乾燥剤の契約をした高齢者もいます。特に高齢者、若者などに対し、判断力の不足を利用した行為が多く見受けられ、社会的弱者が狙われているケースが多くなっております。また、求人広告などを利用して、内職を強引に勧誘する業務提供誘引販売というのもあります。例えば、チラシを配るだけで高収入、誰にでもできるとチラシに表示しまして勧誘するわけです。

これら被害に対しまして、行政の相談窓口では、あっせんとか啓発等によりまして、被

害防止とか未然防止を実施しておりますが、一向に被害は減らない現状です。モグラ叩きのごとく対処する状況ではやはり限界があるかと思います。また、個人だけでは被害回復が困難な場合や、被害の程度、特に少額だと思いますが、被害回復をあきらめるケースも多くあります。先ほど国センの島野様からも御報告がありましたように、消費者団体並びに消費生活センター等の苦情処理に持ち込む割合は全被害の約5%。消費者団体も入れてということですが、5%にすぎないという状況からしますと、不当な行為が反復・継続されることで、現実には非常に多くの人々に被害が及ぶことになるかと思います。

消費者団体訴訟制度の必要性でございますが、消費者団体訴訟制度があれば、このような不当な勧誘行為、不当約款等を差し止めることができ、被害の拡大防止ができるかと思えます。また、悪質業者の得た利益の吐出しもさせたいと思っております。被害者へのスムーズな被害回復の方策も必要かと思っております。そのためにも、不当な契約条項、不当な勧誘方法の差止めと、被害救済と利益吐出しの2本立ての損害賠償請求の消費者団体訴訟制度がぜひ必要かと思えます。消費者の権利を確立的なものにするためにも、是非とも団体訴権を権利実現の武器として導入してほしいと思えます。

以上でございます。

黒木氏（消費者団体訴訟制度を考える連絡会議幹事） それでは、次に黒木から御説明させていただきます。私は、この連絡会議に所属しておりますNPO消費者ネット関西の理事をしております。私からは、NPO消費者ネット関西の活動を簡単に御紹介し、団体訴権の制度が実現される場合の要件等について、私どもの意見を若干述べさせていただきます。

まず、NPO消費者ネット関西ですが、お手元の資料3のレジюме部分、冒頭部分の2ページ目からご覧ください。平成11年10月に設立されました。消費者活動を目的とするNPOとしては、恐らく日本で最初のNPO法人になると思えます。会員数は、現在140名、うち団体会員が6団体、その他が個人会員ということになります。個人会員の中には、消費生活相談員やコンサルタント、アドバイザーの方々、また、大学教員、弁護士等が多数含まれております。

団体の活動についてですが、まず継続的な活動として、消費者法ゼミというものを毎年開催しております。それから、会員向けのニュース等も年に数回発行しております。そのほか消費者に関係するパブリックコメントも積極的に提出をしております。最初に申し上

げました消費者法ゼミですが、これは1つのテーマにつき、4回程度の連続ゼミの形で行っておりまして、これまでに、ココ山岡事件を題材に、消費者被害救済の方法をさまざまな角度から勉強するということをしましたし、消費者センターと消費者被害相談の現場でリアルタイムに話題となっている問題を取り上げて、よりよい解決法を皆で模索するということもしました。また、企業の自主行動基準、コンプライアンスについて、自主行動基準検討委員会の委員の先生方を講師としてお招きして勉強するということもしました。

このほか、単発的な活動としましては、各種の調査活動を実施しております。これまでに民間介護サービス事業者の申請情報の実態を調査したことがありますし、金融商品販売法施行後の金融機関における勧誘方針の実態を、会員が実際に窓口に行って調査をしたこともございます。そのほか、平成14年から15年にかけては、企業の自主行動基準、コンプライアンスに関する企業向けアンケートを実施し、アンケート結果に対し、私どもの団体、消費者ネット関西としての評価を行って、御回答いただいた企業の方にフィードバックするということも試みました。更に、今年度からは地方自治体の委託を受けて、消費者リーダー育成事業の一環としての連続講座も実施しております。

資料の37ページをご覧くださいませでしょうか。私どもの設立趣意書になっておりますが、ここにも書いておりますように、団体訴権については、私どもの消費者ネット関西では、設立当初から活動の柱の1つと掲げておりました。特に平成15年度以降は、団体訴権を実際に活用するとどうなるのかということ、より実践的に考えようということで、バーチャル団体訴権を体験する等のゼミを開催して研究を深めています。

また、このほか、私どもの団体の特徴的な活動の1つには、NPO消費者ネット関西基金というものがございます。これは、これまで集団的な消費者被害の救済は主に弁護士を立ち上げ、被害者から個々に依頼を受けるという形で取り組まれてきておりますけれども、その弁護団の立ち上げに際して必要な資金の貸付けという事業を行っております。

次に、資料58～66ページの2003年度の私どもの事業報告をご覧ください。その中で、まず60ページをご覧くださいませと、先ほど申し上げました、私どもが昨年度取り組んだ団体訴権をテーマにしたゼミのことが簡単に記載されております。ゼミは3回開催いたしまして、まず、本委員会の委員にも就任しておられる先生方にもご協力をいただきまして、団体訴権とは何かについてわかりやすく講義をしていただきました。それから、日頃、相談窓口で消費者被害の情報の最前線にいる会員らが中心となりまして、現在、問題となっ

ている消費者被害の事例、これに団体訴権を使ってどのように解決できるのかということを検討いたしました。さらに、最終回では、約款の使用差止めの例を取上げ、仮想の事例をもとに、情報収集はどのような手段で、どの程度の情報を集めることができるのか、また、集めた情報をもとにどのような訴状をつくることになるのか、また、団体訴訟の結果をどのような方法で広報していくのか等について具体的に検討いたしました。

そのような研究結果に基づいて、私ども消費者ネット関西はもとより、やる気のある消費者団体が団体訴権を真に有意義に活用していくために必要な要件や制度設計について意見を述べたいと思います。

レジュメに戻りまして、3ページ以下をご覧ください。要件や制度設計について、キーワードは4つあるというふうに考えます。そこに書いてありますとおり、「人」、「情報」、「資金」、「実効性の確保」の4つです。

まず「人」ですが、「人」というキーワードのもとでは2つのことが考えられると思います。1つは、団体訴権の対象となる問題がどこにあるのか、どのような消費者被害が生じているのかといった情報を収集し、また、分析することができる人材とネットワークというものが重要です。もう1つは、団体訴権に基づいて訴訟活動を維持することのできる人材が必要であると思います。この「人」というキーワードにつきましては、既存の消費者団体と消費者団体の連絡会議等、そのほかのネットワークを通じて賄っていくことができるのではないかと考えております。

次のキーワード「情報」ですが、必要な情報には、今何が問題となっているのかということを知るための情報と、団体訴権の対象として取り上げた問題について訴訟を提起し、立証活動を行っていくために必要な情報の2つがあると思います。それらの情報の収集方法としましては、相談活動などを常時行っている団体からの情報提供、また、団体の日頃の活動から浮かび上がってきたターゲットに絞って、110番を実施する等の方法によって、消費者団体自ら情報を収集するという方法が考えられます。そのほかに、訴権団体がターゲットを選別して充実した活動を実施していくためには、国民生活センターのような被害情報が集約しておられる組織が団体訴権行使のために積極的に情報を提供していただくこともぜひ必要だというふうに考えております。同じく、消費者団体から事業者に対して、約款や勧誘方法、その他の情報を求めることができる制度というものも必要だというふうに思います。

3つ目のキーワードは「資金」ですけれども、これは継続的な情報収集、分析活動を維持するための資金と、訴訟活動を維持するための資金という2つが考えられます。消費者団体独自の資金源を獲得することに加えて、公的な資金の投入もぜひ考えていただきたいと思います。また、現在、消費者団体支援基金という団体訴権を行使する消費者団体に対して、資金を拠出する基金の構想がございます。これについては、資料の67ページから75ページをご覧ください。この基金は、基本的に事業者からの拠出金で賄うことが予定されております。例えば、鉄道の料金表示が10円間違えていたというような事例の場合、それによって事業者は不当な利益ではありますけれども、これを本来の10円多く払っていた人たちに全て返すということは技術的に不可能なことだと思いますが、このような場合に、事業者が自ら不当に得たと考える利益をこの基金に拠出してもらい、これを団体訴訟制度の支援に活用しようという企画です。この制度は、企業にとっては、CSR実現の新たな選択肢ということになるでしょうし、何より、このような制度が実現すれば、団体訴権制度について先行する諸外国にもまだない、日本型の団体訴権制度の特色として特筆すべきものになると思います。

最後に「実効性の確保」ですが、これについては、まず判決の結果を周知するシステムが必要でしょうし、そのほかに判決の結果を有効に活用していく手段ということが必要だと思います。前者については、判決を勝ち取った団体自身がマスコミで公表する、もしくはホームページで公表するという事も考えられるでしょうし、国民生活センターなどが団体訴権に関する情報を集約して広報を担っていくというような事も考えられるというふうに思います。後者につきましては、間接強制の制度の利用、そのほか何らかの罰金制度の利用も可能だと思いますし、団体訴権に基づく訴訟結果を個々の消費者が援用できるような仕組みについても是非検討いただきたいというふうに考えております。

私からは以上です。

飯田氏 私のほうからも、2分ほど時間をいただきたいと思います。

山本委員長 時間の関係で、それでは1分以内ということをお願いいたします。

飯田氏 最後のページのところをご覧くださいと思いますが、いわゆる連絡会議としての今後の取組みだけ述べさせていただきます。

そこにありますように、今、訴権行使を4つの団体がやろうということで準備をしていますし、大阪消団連もその最中でございます。そのほか今後、連絡会議が検討しながら進

めていこうということで、4つほどそこに挙げているものがございます。いろいろな研究しながら、相互に情報交換を行って、訴権を行使する団体、あるいは準備している団体を支援していこうということを大きな狙いにしてございます。今、いろいろな団体が準備しているわけですが、意欲のある団体が行使できる環境を是非つくっていただきたいと思えます。活用しやすい消費者団体訴訟制度をつくっていただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

山本委員長 お急がせいたしました大変失礼いたしました。おっしゃり足りなかった部分は、質疑の中でまた補っていただければと思います。

それでは、御質問、御意見がございましたら、委員のほうから御自由にお願いをいたします。

岩佐委員 多分、今、お時間がなくてお話し切れなかった部分があると思うのですが、まず、今のお話ですと、各団体がつながって、今回の消費者団体訴訟制度を考える連絡会議をつくられたと思うのですけれども、今後の方向性として、この連絡会議が、今のお話ですと、直接、消費者からの相談を受けるというわけではなくて、あくまでも各団体が受けるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

飯田氏 はい、そのとおりです。

岩佐委員 そうすると、ここに今お話しをいただいた各団体の皆さんたちが受けているという相談件数を実際に教えていただければと思うのと、あと、先ほど5%というお話をしていらっしゃいましたけれども、国民生活センターのほうでは4.8%ですというお話をいただいていると思うのです。ですから、訴訟等では大体わかりましたけれども、相談件数としては年間大体どの程度受けているのか。要するに、今までの実績の活動として相談をどれくらい受けているのかというのを教えていただければと思います。おおよその件数で結構です。

それから、もう1つお知らせいただきたいのは、一緒になって今後やるわけではないということであれば、先ほどの21団体それぞれが訴訟の消費者団体という形になるのかということもお知らせいただければと思います。

山本委員長 適宜お答えいただければと思います。

三木氏 私のほうから。NPO京都ネットの三木です。

相談件数ということですが、実際の相談件数といいますのは、各消費者団体は110番を実施したりしておりますので、その件数くらいだと思うのです。それで、私どもが昨年110番しました件数は今手元にごさいませんので御報告できないわけですが、申しわけございません。先ほどの5%余りと申し上げましたのは、国民生活動向調査というものがございまして、その一番新しい分で、資料 - 36のところ少し載せておりますので、それをご覧いただければと思います。各地の消費生活センターには、ここにありますように、4.8%というような指標が出されており、あと、消費者団体というところで0.6%ほどありますので、それをプラスした形で5%余りというふうに御報告させていただきました。

以上でございます。

飯田氏 後半のご質問ですが、資料 - 3 のところに連絡会議の加盟団体の一覧がございます。先ほど早口で申し上げましたが、これの1番から4番の団体が今現在、手を挙げて、やろうというふうに表明しているところでありますし、私の所属する大阪消団連もその準備の最中ということでもあります。ですから、この21団体全てがそういう準備をしているわけではございませんが、今後どうなるのかというのはまだわかりません。この中から、やるということで手を挙げる団体も出てくる可能性もございます。

山本委員長 よろしいですか。ほかに御発言を御希望の方はいらっしゃいますか。

上原委員 恐らく時間の関係で説明がなかったと思うのですが、消費者団体訴権を実際に行使していくに当たって、資金をどうするかということは非常に重要な問題だと思えますが、それに関して、消費者支援基金の試みという御紹介があったのですが、これにつきまして、その内容と、この資料によりますと、どうも消費者団体訴訟制度を考える連絡会議そのものの提案ではないようでもあるのですが、そのあたりの関係を御説明いただけないでしょうか。

黒木氏 黒木のほうから御説明いたします。

先ほど申し上げました基金の企画というのは、私どもの団体がしているものではありませんで、基本的には東京のほうで別途考えておられる組織があるという御紹介です。その組織の考え方としては、消費者団体自身がそういうことを行うよりは、むしろもう少し中立的な立場で事業者から拠出を受けて、その基金の運営委員会なりの判断で、こういう消費者団体訴権の訴訟ならばお金を出してもいいだろうとか、そういうことを判断した上で支援をしていける基金をつかっていきたいというお考えで、今、活動を進め、設立に向

けて動いておられるというふうに伺っております。

山本委員長 ほかに御発言ございますか。

鹿野委員 今、資金の話が出てきましたので、それに関連してあと1つだけお聞きしたいのですけれども、NPO消費者ネット関西で救済基金を既に用意していらっしゃる、これについては、現段階では何か消費者個人に貸し付けるというような形で運用していらっしゃるというふうにお聞きしましたけれども、先ほどの消費者支援基金とは全く発想が違うということですか。それとも、将来的にはNPO消費者ネット救済基金についても、もう少しこういう形で団体訴権向けの発展可能性というのを展望していらっしゃるというふうに理解してよろしいですか。

黒木氏 私ども消費者ネット関西の消費者ネット関西基金と申しますのは、基本的には、今、設立準備をされておられる基金とは多少違うものだというふうに思っております。私どもの基金は、弁護士活動など、さまざまなココ山岡の弁護士もそうですし、そういう活動の中から一定の成果が得られた事件の弁護士から一定の寄付を受けて、それが集まってできている基金です。それで、現在使っているものも、弁護士の立上げの際には、普通、費用等がございませんので、そういうものの費用に基本的には無利息で貸し付けるという形で行っておりまして、全て提供して使っていただいて、返さなくてもいいという前提でしているものではありません。期限等を細かく言っているわけではありませんが、基本的には返していただいて、また次の弁護士などが立ち上がる場合に、そこにまた活用していただくという性質の基金になっております。

以上です。

山本委員長 ほかにございますか。

御船委員 同じように基金の問題ですけれども、先ほど消費者支援基金というのは諸外国では例がないというようなお話をなさったと思うのですが、それはどうしてだとお考えですか。

黒木氏 どうしてかと言われるとちょっとわかりませんが、事業者自身から、その事業者が実際の被害者に返すことがなかなか難しいような、だけど、不当に得たと考えるような利益があって、それを何らかの形で社会に還元したいというような要請があったというふうに伺っております。その受け皿として消費者支援基金というものをつくり、それを団体訴権とつなげて活用することができないかというのは、今回初めて考え出された仕組み

なのではないかというふうに思っておりまして、私の知る限りでは、そういうものが諸外国で既に先行的にあるということは伺っていないということです。

以上です。

山本委員長 その辺のことは、この委員会におきましても、前回の委員の御要望で、外国の制度についても、実態も含めて少し紹介してほしいという御要望がありましたので、いずれそういう機会を設ける際に、事務局のほうに少し調べていただいて、もし何かありましたら御紹介いただければというふうに思います。

ほかに御発言ございますか。

先ほど時間の関係で急がせてしまったのですけれども、特に御発言がないということでしたら、次のヒアリングのほうに移らせていただきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。本日は御足労いただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、本日最後のヒアリングといたしまして、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会の佐々木幸孝弁護士と野々山宏弁護士から御報告をいただきたいとします。よろしくをお願いします。

野々山氏（日本弁護士連合会） それでは、私どものほうから御報告させていただきますが、今、パワーポイントを立ち上げますので、その立ち上げる時間を利用して、私どもの紹介と、それから資料の紹介をさせていただきます。

私は、日本弁護士連合会の消費者問題対策委員会の、消費者契約法部会前年度の副委員長を担当しておりました。佐々木弁護士は、本年度の委員長ということでございます。

お手元の資料4のうち、最初の大きな字で書いてあるものは、今からパワーポイントで映写されるものの文字版であります。2つ目の資料は、これは私どもの今日の報告の要旨であります。それから次は、あらかじめ委員の皆さんにはお配りさせていただきましたが、今年の3月に消費者団体訴訟制度の早期実現を求めるために、日本弁護士連合会が出しました意見書であります。その次は、私どものほうで消費者団体訴訟制度についてのさまざまな広報、問題意識を持ってもらうために活用しているパンフレットであります。それから、あとの2つは、それぞれ、2001年と2002年に実施しました外国調査の結果の抜粋であります。それでは、報告をさせていただきます。

ヒアリングにおける質問の第1番目は、これまでの消費者問題に対する対応・経緯・内容を日本弁護士連合会はどのようにしてきたかということであり、当連合会は、1985

年9月に消費者問題対策委員会を設置しております。この委員会は、消費者の権利を確立するため、あるいは多発している消費者被害の予防・救済等をしていくために、さまざまな情報収集、調査・研究を行っております。また、外国法制の実態調査を行いながら、さまざまな消費者関連法規の制定・改正について意見を述べております。

特に、消費者契約に関しましては、近年、非常に大規模な消費者被害が多発しております。これらの原因究明や、被害救済対策に日弁連全体として取り組んでおりますけれども、更に、消費者被害については日弁連に所属する会員が個別に、あるいは弁護団を結成しまして被害救済に取り組んでいるわけでありまして。

更に、消費者団体訴訟制度につきましては、1999年に「消費者契約法日弁連試案」を公表しまして、そこに具体的な内容にわたって、消費者団体訴訟制度の創設を提言しております。

更に、お手元の資料にありますようなイギリス、あるいはEU諸国、特にドイツ、フランス等にも海外調査をしまして、それを踏まえて、本年3月に「実効性ある消費者団体訴訟制度の早期実現を求める意見書」を公表しております。今日のプレゼンでは、時間の関係で詳しい内容がお話しできませんので、詳細につきましては、この意見書を踏まえていただきたいというふうに思っております。

ヒアリング質問事項の2つ目の「消費者団体訴訟制度に対する基本的な考え方」について述べさせていただきます。まず、消費者団体訴訟制度の意義・必要性でありますけれども、先ほど来、御報告があります消費者トラブルが非常に増加していることがあります。一昨年度の状況では約80万件、それが、昨年度は100万件を超えるであろうと言われております。このような消費者トラブルの増加に対処していく必要があるということです。

2つ目は、これらの消費者トラブルにつきましては、被害額が比較的少額であるということ。更に、多数の者に被害が及ぶということが特徴的でありまして、その関係で個々の被害者が訴訟等の提起をしていくということは非常に困難であるということです。更に、個別救済がされた場合でも、それは一部分です。全体の中では救済される数として一部、それから被害救済そのものも一部であるということが特徴として挙げられます。そのため、多くの利得が加害事業者に残る、あるいは被害者に対して十分な救済がされないという実情があると考えております。

このような消費者トラブルの増加、あるいは被害救済、被害予防の困難性から考えまし

て、やはり消費者の視点による差止め、損害賠償が是非とも必要だと考えております。消費者被害の多くは不当約款や不当勧誘等によって行われるわけでありますけれども、これをいわゆる行政の視点だけでなく、消費者の視点によって加害行為をやめさせていくということが是非必要でありますし、加害事業者の利得を吐き出させる、あるいは被害救済をさせていくということが必要であると考えております。

このような消費者の視点からの被害救済、あるいは被害予防というものが必要になってくるわけでありますけれども、これを個々の消費者の個別の活動に委ねることは實際上、困難であります。その場合、やはり消費者全体の利益のために活動している消費者団体にその権限を付与するということが必要かと考えております。そのための制度として、消費者団体訴訟制度の導入が必要であると考えております。このことは、消費者は、実際は市場の中では事業者に対して1つの当事者であっても、その当事者が市場の監視者として現在なかなか機能していない面がありますけれども、消費者団体訴訟制度は、消費者を真に当事者として市場の監視者足らしめる効果というものもあると考えておまして、極めて意義のあることだと考えております。そのことによって、事業者の皆さんが消費者に目を向ける、公正取引に対して消費者の意見を聞いていくということにつながっていくと考えております。したがって、消費者団体にこそ訴権を与えることが必要です。また、緊急に必要だと考えております。この制度は、ヨーロッパやアジア諸国の中で既に多く導入されておまして、かなりの成果を上げていると聞いております。

続きまして、訴権の内容はどのようなものかという御質問であります。これに対しては、日弁連はまず不当約款の使用差止めが必要であると考えております。そして、不当勧誘行為の差止めが必要であると考えております。更に、損害賠償請求も必要であると考えております。

まず、不当約款の差止請求につきましては、消費者契約における約款におきまして、消費者契約法8条ないし10条でその無効となるものが定められておりますので、これに違反するもの、これに該当するものにつきましては、差止めを認めるべきであると考えております。更に、民法90条によって公序良俗違反とされるものにつきましても、これを差止めする権限を与えるべきだと考えております。また、消費者保護に資する法令の規定により無効である不当条項、具体的には消費者契約法の特別に当たるもの、例えば、特商法の損害賠償制限に違反するような約款、あるいはクーリングオフ回避を行うような条項、ある

いは借地借家法上のさまざまな規定に違反するような条項等につきましても、これについて差止めができるということを明記すべきであると考えております。

続きまして、不当勧誘の差止請求が必要だと考えております。消費者被害の多くの場合、勧誘行為によりまして被害が出てきているということがありますので、不当勧誘の差止めも被害救済、あるいは被害の拡大防止・予防のためには不可欠であると考えております。以下のようなものを差止めの対象とすべきであると考えております。

まず、消費者契約法4条に定められました不実告知、断定的判断の提供、不利益事実の不告知、住居等からの不退去、店舗等からの退去妨害です。これらの行為について差止請求を認めるべきだと考えております。

2つ目は、これよりももっとひどいのが民法で詐欺、強迫として定められているわけでありまして、これにつきましても差止請求を認めるべきだと考えております。更に、不当勧誘につきましては、独占禁止法に顧客誘引に関する不公正な取引方法、欺瞞的顧客誘引その他が定められておりますので、これについても差止請求を認めるべきだというふうに考えております。

更に、表示の問題が近年、非常に問題になっておりまして、この表示については景表法4条に、消費者に対する表示に関して問題になるべき点が列挙されておりますので、これに該当する不当広告、不当表示につきましても差止めの対象とすべきだというふうに考えております。更に、1999年に発表しました日弁連試案の中で不当勧誘行為を幾つか類型化して発表しておりますが、これらも差止めの対象とすべきだというふうに考えております。本質的には、消費者契約法を改正して取消対象にすべきだと考えておりますけれども、個別の救済以前に公益的立場で行う差止請求については、個別救済とは別に、このような要件を定めてもいいのではないかと考えております。具体的には、消費者を威迫する言動、消費者の私生活又は業務の平穩を害する言動、消費者の知識や判断力が不足している状況を利用すること、いわゆる高齢者とか障害者に対して行う勧誘行為等々であります。

更に、消費者保護に関する法令の規定に違反し、よって消費者の利益を侵害し、又は侵害するおそれがある行為、これらは特商法、あるいは貸金業法等の業法の中で行為規制として定められておりますけれども、これに違反する場合も差止めの対象にしたらどうかと考えております。

その他、信義誠実の原則に反する不当勧誘行為、これは消費者契約法10条で約款におい

て取り入れられている一般条項を、差止めについても入れてはどうかという提案であります。これは、ドイツの不正競争防止法の中で、消費者団体に対して差止めの1つの要件として定められているものが外国の例としてあるものであります。これが差止請求です。

損害賠償請求につきましては、実は損害賠償請求はさまざまな制度設計が考えられます。何を損害と考えるか。それから、その損害を回収したものをどのように分けるのか。即ち、個々の被害消費者に分配していくのか。それとも、それを消費者団体の活動資金にしていくなど、いろいろな考え方がいろいろありまして、さまざまな制度設計が考えられます。私ども日弁連は幾つかの制度設計の中で、損害賠償請求を不当な利得を吐き出させる制度として位置づけて、別に設立した消費者基金に損害賠償金を払わせる制度を制度化すべきだというふうに考えております。これは、事業者に対する不当な利得を吐き出させる制度というふうに位置づけております。それと、損害賠償のもう1つは、やはり消費者団体が損害を回収して被害者に対して分配する制度というものも、もう1つの柱としては必要であろうということが考えられておりますが、これは委任を受けてやるやり方、あるいはクラスアクション等のやり方がありまして、更に検討すべきことがあると考えられております。それでも差止請求と併せて是非とも検討していく必要がある。少なくとも、この検討委員会の中では論点をきちんと出していって、損害賠償請求の制度設計について一定の道筋をつけるべきであるというふうに考えております。

以上が私からの報告であります。

佐々木氏（日本弁護士連合会）　続きまして、佐々木のほうから日弁連の考え方について述べさせていただきます。

ヒアリング事項(3)でございますけれども、消費者団体訴訟制度の担い手となる消費者団体の要件は何か、それをどのように判断すべきかというものです。どのような団体に訴訟の当事者となる資格を与えるかということは、この制度が十分に活用されるものになるか否かということを考える上で大変重要な要素であろうと思います。日弁連では、我が国における消費者団体の実情を踏まえながら、また、消費者団体訴訟制度が十分に活用されるようにという観点から、消費者団体訴訟を担う消費者団体に関して3つの要件を考えています。

まず第1の要件としては、活動目的です。団体の目的が消費者の権利実現、消費者の利益の擁護、消費者保護ということであればならないということはいわば当然のことある

ういうふうに考えています。

次の要件は、活動実績があることです。実体のない、消費者団体とは名ばかりの団体に団体訴権を与えるということは望ましいことではないので、活動実績を要件とせざるを得ないというふうに考えています。活動実績を判断する上では、その団体の存続期間が問題となりますが、一方で新しい団体を排除しないということも重要なことで、それを勘案すると、概ね1年程度の存続期間があれば適格性を認めてよいのではないかとこのように考えています。また、活動実績がある団体が結合したり、あるいは構成員になって新しい団体を立ち上げるようなことも今後考えられるわけですが、そのような場合の活動実績や存続期間は既存の団体について判断するべきであるというふうに考えています。

それから、3番目の要件としては、消費者団体の規模です。これについては、社団においては、それを構成する自然人及び社団がある場合には、その社団の構成員を含めて100名以上であることを要件としています。この要件であれば、統計上、消費者団体のほぼ半数近くをカバーできること。この制度が効率的に運用されているドイツが規模の要件として75名以上ということをやっていることを根拠としています。

なお、日弁連としては、消費者団体の実情からして、法人格を持つ団体であることを要件とすることは、この制度の利用を制限してしまうことになることと考えており、反対の意見です。

次に、適格団体かどうかの判断方法ですが、内閣府その他への登録制度を設けて、それに従い登録した消費者団体は訴訟の場では適格性が推定されることがよいのではないかと考えています。これは、登録を適格要件とするわけではなく、登録しておけば、訴訟の場で適格要件を備えたものというふうに推定されることによって、よけいな争いを避けることができるという制度を設けるべきであるという意味での提言ということになります。適格団体の要件について特に申し上げたいのは、要件をいたずらに厳格なものにして、消費者団体訴訟制度の活用を阻害するようなことにならないようにしていただきたいということです。

それから、次のヒアリング事項は、消費者団体訴訟制度が有効に機能するためにどのような方策が必要かというものです。時間の制約がありますので、ほとんど項目のみ述べさせていただくこととなりますので、疑問点があれば後ほど御質問いただければと思います。

まず、訴訟制度に組み入れられるべき点ですけれども、不当約款が使用された場所、不当勧誘が行われた場所等を特別に管轄地とすること。

それから、差止請求等に関する訴えの訴額は算定不能とすることで一定額にとどめて、訴訟を提起しやすくすることが必要です。

それから、弁護士費用の負担のために訴訟提起が萎縮することがないように、消費者団体が勝訴したときには、その弁護士費用を事業者に負担させる片面的敗訴者負担制度を導入すべきです。

例えば消費者団体が不当条項の差止請求で勝訴判決を得た場合には、個別の消費者が事業者との間で争っている訴訟で、その条項が不当であることの判決の判断を消費者が援用できるというような援用制度を導入すべきです。ドイツでは、既に1970年代から制度化されているものです。

それから、判決について敗訴事業者の費用負担で判決を公表する制度を設けること。

6番目として、判決の実効性を担保するために、消費者団体の勝訴判決が遵守されない場合には、遵守しない事業者に刑事罰を科すことも検討していただきたいということでございます。

次に、訴訟制度以外でとられるべき方策として、消費者団体訴訟に民事法律扶助・消費者保護条例の訴訟援助の制度の対象とすること。

それから、消費者団体訴訟を行う消費者団体に補助金を支給すること。

継続的に消費者団体訴訟遂行に必要な理論面での検討を行い、その成果を消費者団体に提供するシステムを創設すること。これらのことにつきましては、今般、消費者基本法の改正で消費者団体の活動を促進する施策が求められていることにも合致することと考えております。

それから、4番目としまして、各地の消費生活センターの相談業務を拡充し、登録消費者団体が国民生活センターに相談・苦情事例の照会ができるようにすること。これにつきましては、現状では国民生活センターが全国の消費者被害情報を集約しておりますので、提訴案件の検討のためには極めて必要性が高いもので、是非とも制度化が望まれるというふうに考えております。

以上の施策が講じられるべきであると考えております。

次に、消費者団体訴訟制度の導入に当たっての問題という質問ですが、私どもが心配し

ているのは、せっかく消費者団体訴訟制度ができて、消費者団体も消費者も不慣れなために、これを十分活用できないという事態が起こることがないようにということでありませぬ。そのためには、これまで我が国の消費者団体は訴訟ということにあまり縁がなかったわけですから、この制度が軌道に乗るまではこれを支援していく体制が是非とも必要であるというふうに考えております。この点では、訴訟に関わる職種である私たちも協力していかねばならないと考えております。

それから、この制度の前提条件として、消費者団体が消費者の被害情報を収集するということが不可欠なわけですが、消費者が十分にこの制度を理解していなければ、肝心の被害情報を消費者団体に寄せるといことはありません。ですから、国民にこの制度を周知するための積極的な広報が望まれます。

また、消費者団体訴訟について濫訴のおそれを指摘する声があるようです。しかしながら、日弁連が提案している差止訴訟、損害賠償請求は、いずれも消費者団体に直接利益をもたらす制度ではなく、むしろ消費者団体にとって資金と労力の負担が必要となるものであります。既に制度を導入している諸外国を調査した結果でも、濫訴の弊害の指摘はありませんでした。このようなことから、濫訴のおそれというのは杞憂にすぎないというふうに考えております。

野々山氏 最後になりますけれども、消費者基本法が今般改正されまして、消費者の権利の尊重が基本理念とされました。国が消費者団体の活動を促進するよう必要な施策を講じることが条文上も定められたわけでありませぬ。消費者団体訴訟制度の創設は、その第一歩となる重要な法制度であると私たちは認識しております。

また、昨今の企業不祥事に鑑みますと、我が国において市場を健全なものとする施策の構築が急務でありますけれども、公正な取引の確保のためには、消費者の視点での監視が不可欠であるというふうに考えております。2005年度、来年度中の早急な立法が必要であるとと考えております。

以上です。

山本委員長 どうもありがとうございました。前回の委員会でもございましたように、当委員会のマンデートは単にポリシーだけを論ずるのではなくて、消費者団体訴訟制度の具体的な制度設計の方向性を論ずるといことが任務でありますので、その点について詳細な御報告をいただいたと思います。

それでは、ただいまの御報告につきまして、御質問、御意見等ありましたら、御自由にお願いたします。

品川委員 2つほど質問させていただきたいと思います。かなり全面的に意見書といたしますか、御提言をまとめられていて勉強させていただきましたが、一番最後に言われましたし、最初にも言われましたけれども、かなり緊急にこうした制度が必要だというふうな御説明を一方ではされていると思うのですが、提案されている中身はかなり広範でありまして、一定の検討期間を要して、準備期間を要するような中身も含まれるのではないかというふうな気もいたしております。そんな意味では、提言されている内容の全てを緊急に直ちというふうにお考えなのかどうか、そこらあたりについて少し伺わせていただきたいというのが1点です。

それから2点目は、例えば適格団体の要件というところで、いたずらに厳格にすることなく、多くの団体が使えるようなものにすべしという御意見があって、そのこと自体は大変理解できるわけですけれども、もう一方で、訴権の内容をどの内容にまで設定するのかということ次第で、適格団体についての要件もある程度厳しくならざるを得ない、そういう訴権の内容もあり得るのではないか。そんな点では、訴権の内容をどう設計するかということとの関係で、適格団体の要件も一定考えなければならない面が出てくるという気がするのですけれども、その辺についてどのようにお考えか。2点質問させていただきました。

野々山氏 最初の御質問についてお答えさせていただきます。私どもは、やはり現状のトラブルの増加、あるいは事業者の皆さんがまだ消費者に対して十分な視点を持っていないということから考えますと、この消費者団体訴訟制度は緊急につくるべきだというふうに考えております。ただ、御指摘のように、私どもが訴権の内容として提案している3つの内容につきましては、特に損害賠償の点がなお検討すべきところがあるということは私どもも認識しております。さまざまな制度設計が考えられますし、そこにはいろいろな問題があります。私どもは、その中の1つとして、消費者基金というものに対する損害賠償というものを提案しておりますけれども、なお検討すべき点はあるというふうに考えております。したがって、差止請求が緊急な課題であると理解をしております。ただ、損害賠償をこの検討委員会で一切オミットしてしまうということは次につながらないと考えておりますので、どのような問題があるのかのところまで、あるいは将来の見通しを含め

て是非検討していただきたいと思っております。

佐々木氏 2番目の御質問ですが、訴権の内容等の関係で適格団体の要件は同じでいいのかというのが御質問の趣旨だと思うのですが、やはり訴権の内容の違いに応じて、適格団体についても要件について違いが出てくるということはあるというふうに考えております。日弁連の意見書の中でも、損害賠償請求については登録を要件とすべきではないかということを示しているわけですが、そのように若干性格が違うものであるということからくる適格性の違いというのは十分検討しなければいけないというふうに思っております。

山本委員長 ほかに御発言ございますか。

角田委員 制度の担い手としての団体において、連絡会議からの説明の中で、訴訟活動を維持することができる人材が必要といったことがありました。そして、日弁連からも支援、協力しなければといった説明がありました。弁護士が関わっていくことが団体の運営において重要だと思うのですが、日弁連としての具体的な支援や協力体制について既に検討されたことなどがあるのかや、お考えについてお聞かせいただければと思います。

野々山氏 日弁連の組織として具体的にこうしていくということについての検討とか、あるいは提言があるわけではありません。しかし、私も消費者問題に関わる弁護士としては、各地に訴訟を担う消費者団体ができてくれば、それに対して積極的に関わっていくことは当然であると思います。それから、私個人の立場からすれば、いろいろな消費者団体に私も個人として参加させていただいております。先ほども紹介があったような団体について私も参加させていただいておりますが、それらの団体には弁護士も参加しております。その中で法的な見解等についても意見を述べ、あるいは110番で出た結果につきまして訴訟を担っていくというようなことをやっております。

あと、資金的なことでも、各单位弁護士会、あるいは各消費者団体、または個別の弁護団等が基金を持っているわけでありまして、例えば、京都弁護士会におきましては人権救済基金というものがあります。訴訟を援助するかは最終的には当然その判断になるわけですが、そういうところから資金援助を受けるとすることも考えられると考えております。

山本委員長 では、次に齋藤委員からお願いします。

齋藤委員 齋藤です。最初と最後、今のレポートの中で消費者の視点というのが出てき

まして、行政の視点ではないのだと言われましたけれども、ここが違うというのを具体的にわかりやすく御説明いただければ理解に助かるのですが。

野々山氏 まず、行政によるさまざまな努力が、1968年の消費者保護基本法の制定以後、行われてきたと私たちは認識しております。ただ、行政の努力には限界があると考えており、限界としましては、産業育成という発想が行政の中には必ずあるということですね。純粹に消費者保護だけではない面があるわけです。それが、具体的にどういうことになってあられるかという、例えば行政のさまざま規制を行う、あるいは指導していくことに対しては遅れがちになってくる。すぐに対応ができていないというようなことが出てきております。それから、行政になりますと、さまざまな所轄ということがありまして、そこには隙間が出てくるということがあります。やはり消費者そのもの視点、消費者そのもの目から見た活動視点、あるいは差止等が必要になってくるというふうに考えております。例えば、豊田商事事件などにつきましても、破産をするまでは消費者が個別の救済活動というか、損害賠償請求活動をしていったわけですけれども、行政は何ら動いていないということがありますね。それに典型的にあらわれていると考えております。

山本委員長 ほかに御意見ございますでしょうか。

鹿野委員 濫訴のおそれということについて19ページのところに触れられている点についての質問です。確かに濫訴というものが果たしてどこまで行われるかという、それほど危険性は具体的にはないかもしれませんが、むしろ団体訴権という強力な武器を背景にして、訴訟外において濫用し、事業者に対して恐喝めいたことをしてくるというような危険性については、これを考慮に入れて要件等を考えていく必要があるのではないかというふうに思っているのですが、そのような濫用ということについてはどのようにお考えでしょうか。

野々山氏 まず、濫訴とは何かというものがあるわけですがけれども、訴訟外の企業恐喝ということが濫訴の1つだというふうに位置づけられるとしますと、やはりそれは、別に団体訴訟制度がなくても行われることではないのかと私は思っています。ただ、登録制度というものを提言させていただいたのは、そういう警告活動についても、登録をしていれば、どこの誰がこういう警告をしてきたか、そこが一定の評価を受けた消費者団体が分かるということがありますので、登録制度の活用によりまして、そういう企業恐喝等の主体にはならないだろうというふうに思っております。特に差止請求につきましても、お金

の請求ではありませんので、それについて金銭の請求等をしてくるようであれば、そのこと自体が問題になってくるというふうに考えておりますし、損害賠償制度にしても私どもの立てた制度設計は消費者団体に金を払えというものではなくて、消費者基金にお金を払えというものでありますから、自分のところに金を払えということ自体が違法なことになってくるというふうに考えておりますので、そこで一定の制約ができるのではないかと考えております。

山本委員長 鹿野委員、よろしゅうございますか。

濫訴の問題と濫用の問題はやはり分けて論ずる必要があるだろう。別の論点と捉えるべきである。それから、シ・プレ制度、あるいは基金に払わせるというのは損害賠償の話でして、差止めについては登録していない消費者団体に訴権を認めるわけですから、その団体が差止請求を背景に和解的な形で何かしないかというのが御質問の趣旨だと思いますので、この論点は今後も検討させていただきたいと思います。

ほかに。

高橋委員 御質問ですけれども、16ページの「訴訟制度における方策」の5番目に、事業者の費用負担によって判決を公表する制度を設けることというのがございまして、これについて少し具体的な考えをお聞きしたいと思います。消費者団体が勝訴の場合は、事業者の費用によって判決を公表するということはいろいろな効果があるというふうに考えられるのですけれども、1つは、公表の具体的な方法ですが、官報とか、新聞広告とか、意見書にも少し書かれておられましたが、どういう媒体にどの程度まで書くのが適当だというふうにお考えなのかという点が1点。

それから、2番目は事業者の費用負担ということですが、海外調査などでお調べかとは思いますが、具体的にどのぐらいまでなら事業者に科させてよいというふうにお考えなのか、お聞きしたいと思います。以上です。

佐々木氏 公表の方法につきましては、意見書にあるとおり、私たちのほうで考えているのは、官報とか新聞での掲載ということを考えております。それで、費用負担との関係で言いますと、ドイツなどでは官報への掲載については事業者の負担で、新聞広告への広報については消費者団体の負担でというふうな形で制度ができているというふうに調査のときには伺っております。

野々山氏 私どもとしては、新聞記事に載せるものについても、費用は事業者の方に出

していただくという考え方をとっております。ただ、期間をどれだけとか、ポイントをどうするかとか、そこまで細かいことはまだこれから具体的に検討していくということになるかと思えます。あるいは、費用の上限を設けるか等々については、そこまで細かくは検討していないということでもあります。

三木委員 2点ほど伺いたいと思います。

1点目は、御提案の内容では団体に法人格を要求しないことが望ましいということですが、これと訴訟前の警告活動との関係を伺いたいと思います。ヨーロッパの実態などを見ますと、訴訟を提起することよりも、訴訟前の警告活動で事態を解決するほうが多いこともあるようですが、その際に交渉を行って、事業者のほうと和解というか、合意が成立しますと、合意書をつくって、その中には、その合意に違反すれば違約金を払うというような条項を設けたりというようなこともあるようです。法人格を要求しない場合に、誰の名義でそういう合意を結び、あるいは違約金を受け取るような事態になれば、誰が受け取るのかということをお伺いしたいというのが1点目です。

それから2点目は、仮に消費者団体訴訟制度が動き出した場合に、1件の訴訟を訴え提起から判決の確定まで行うのにどのぐらいの費用がかかるとお考えなのかということをお伺いしたいです。予定の範囲で結構ですから、弁護士のお立場からお教えいただければと思います。その費用という中には、弁護士に払う実費とか報酬も含むという趣旨です。実際には、弁護士さんがプロバゴ的に、あるいは手弁当で御協力されるというケースもあるかもしれませんが、そういうケースはとりあえず置いておきまして、最低限であっても合理的な範囲で実費・報酬を請求する場合に、弁護士に対する支払いと、それ以外の訴訟運営費用を合わせて、平均的な事件ということで具体的な数字を上げるのは若干難しい面もあるかもしれませんが、一定の幅でお答えいただいても結構ですけれども、大体1件の訴訟でどのぐらい費用がかかるとお考えかということをお教えいただきたいということです。

佐々木氏 最初の御質問ですが、法人格の取得を日弁連としては適格の要件とはしていないという点でございますが、これについては、先ほどの説明でも申し上げましたように、日本の消費者団体の実情から考えて、法人格を要求することになりますと、相当利用が制限されてしまうということから要求していないわけでございます。

そうしますと、訴訟前に事業者と交渉して、警告を発して使わせないというふうな交渉が成立したときに、その合意書の中で違約金を払わせるということになった場合に、どこ

が受け取るのかという権利主体の問題が、確かに法人格がないということになってきますと若干不明確になるということはあると思います。この点については、損害賠償についても、消費者団体にそのまま入れるのではなく、基金に入れるというふうな考え方をとっている関係もありまして、日弁連のほうでも、ヨーロッパと同じように消費者団体が違約金を受け取るという形でいいのかどうかという点も含めて、実はまだ検討中であって、結論が出ていないというところでございます。

それから、2番目の弁護士費用の問題ですが、これについては野々山弁護士のほうから御説明いたします。

野々山氏 消費者団体がこの制度を活用するについては、訴訟費用だけではなくて、現実には団体の運営費用、あるいは訴訟前の相談活動等々をしていく費用が必要となるわけです。これらはその団体独自の取組みの中で考えていくことだと思っておりますが、こと訴訟の関係だけで言いますと、実は訴訟の弁護士費用というのは、今までは基準があったのですが、現在では全く基準がないわけです。弁護士と当事者の方との合意によって決まるということになっておりますので、余り基準的なことを言うことはなかなか難しいわけです。もちろん、手弁当でやるという状況、あるいは団体の構成員の弁護士がやるとなるとかなり低い金額になるかと思えますけれども、普通に弁護士に頼んだとしますと、いわゆる訴額がないといえますか、差止めを念頭に置きますと、請求額がない訴訟になりますので、それを基準にしますと、30～50万円ぐらいの着手金で、もし成功すれば50～100万円ぐらいの範囲での成功報酬ということになるかと思えます。ただ、訴訟の特殊性等々から考えると、実際にはもっと低い価格で契約される場合が多いのではないかというふうに考えております。

あと、それにかかるその他の費用、訴訟遂行にかかる費用等は、鑑定等が入ってくると別ですけれども、そうでない関係でありましたら、それほど多くの費用はかからない、いろいろな調査活動等を行う必要がありますが、弁護士法の23条照会、あるいは裁判所における調査嘱託等々で賄うことができるというふうに考えられますので、その他の費用はそれほど多くかかるというふうには考えておりません。

以上ですが、よろしいでしょうか。

升田委員 判決の実効性に関わる問題でちょっと御質問したいのですが、差止めを請求する場合に、何を求めるのかという問題と、それから特定の問題があると思うのです。最

初検討しておられるときにこういうことを言うのは何ですが、非常に悪質な業者であれば、そこを巧みに逃れる方策をいろいろやると思うのです。しかし、逆に、広くやればなかなか判決としての意味もなくなってくるということで、多分、刑事罰を科すというような御提案にもなっているのですが、逆に言いますと、消費者団体の勝訴判決について、直ちに刑事罰を科すというのも、全体的な観点から見て非常に問題が出てくると、ここでおっしゃっている事業者というのが会社であれば、当然、懲役といったような刑罰は科せられない。しょせんお金の問題に帰着するということになるわけですが、刑事罰はそういった意味で実効性があるかどうかということのもう1つ問題が生じてくると思うのですけれども、そういった勝訴判決の実効性の問題について、特に今日お話し以外のことで何か検討しておられることがありましたら教えていただきたいと思います。

佐々木氏 今、御指摘がありました、判決で求める差止めの対象をどの程度具体化するか、あるいは抽象化するという問題というのは確かに重要な問題でございます。できるだけ広く範囲を捉えれば、判決が広い範囲で抽象化して勧誘行為と捉えるのであれば、広い範囲について差止めができるわけですが、そうしますと、特定性の問題が出てくるということがありまして、外国などでも、この点については相当議論があるところで、消費者側と事業者側でどの程度の抽象的な主文にするかという点については綱引きがあるというふうに伺っております。

その点について日弁連の意見書の中でも書いてありますが、ドイツなどでは、事業者が行っている行為と判決の主文で示された行為との間で核心の部分が同一であれば、判決は事業者の行為に対して強制執行ができるというふうに考えられているようです。その問題と刑事罰の問題は若干質が違う問題だろうというふうに思います。

野々山氏 先ほど升田委員のほうからの御指摘の、会社であれば懲役、いわゆる自由刑が科せられないのではないかとするのはそのとおりでありますけれども、刑事罰という制裁を加えることそのものにつきましては、やはり企業活動としては非常に大きな回避要素になるというふうに考えております。そういう意味で実効性はあるというふうに考えております。

山本委員長 升田委員、よろしゅうございますか。

升田委員 はい。

山本委員長 ほかに御質問、御意見を御希望の方いらっしゃいますか。

それでは、予定の時間となりましたので、日本弁護士連合会からのヒアリングはこのあたりで終了とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

それでは、次回の開催予定につきまして、事務局から連絡をお願いします。

服部消費者企画課長 次回の委員会は7月20日、火曜日、9時30分から11時30分。場所でございますが、中央合同庁舎4号館、この建物の別の会議室でございますが、共用第4特別会議室にて開催させていただきます。次回は、日本経済団体連合会、中小企業団体、消費者団体からのヒアリングを予定しております。詳細につきましては、後日改めて御連絡させていただきます。よろしくお願いいたします。

山本委員長 それでは、以上をもちまして、本日の議事を終了させていただきます。長時間にわたり、どうもありがとうございました。